一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、新潟県県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和３年８月27日

新潟県立妙高病院長　岸本　秀文

１　入札に付する物件（以下「物件」という。）及び入札の日時等

売却物件一覧表のとおりとする。

２　入札参加資格

地方自治法施行令第167条の４及び新潟県暴力団排除条例第６条に該当する者は入札に参加できない。

３　所有権移転等

譲渡代金の完納及び妙高温泉土地株式会社（以下「温泉組合」という。）への名義変更手数料の完納の後、温泉組合が名義変更手続を行い、翌月初日に所有権が移転する。

４　契約に関する注意事項

(1) 温泉供給区域に土地を所有ないしは賃借しない場合は、入札に参加できない。

(2) 譲渡代金のほかに、温泉組合に対して１口につき名義変更手数料 1,500,000 円（税別）の支払が必要である。

(3) 温泉供給を希望する土地の場所によっては、温泉組合に対して、敷地面積に応じて施設協力費の支払いが必要となる場合がある。

(4) 貸温泉使用権者には、温泉組合に対して、毎月、温泉使用料（１口17,000円(税別)）支払の義務が発生する。

(5) 温泉供給にあたり管工事が必要な場合、費用は貸温泉使用権者が負担する。

５　その他

(1) 入札保証金

現金又は預金小切手をもって、入札金額の100分の５以上の金額

(2) 契約保証金

現金又は預金小切手をもって、契約金額の100分の10以上の金額

(3) 落札者がいなかった物件について、県の定めた予定価格以上であれば、先着順に契約が可能である。

令和３年11月１日（月）まで申込みを受け付ける。

※　都合により、期間途中で中止する場合がある。

(4) 入札、契約書、物件の詳細については、「一般競争入札による県有財産（貸温泉使用権）の売払い物件案内（入札案内）」（以下「物件案内」という。）による。

ア　物件案内の配布期間

令和３年８月27日（金）から令和３年９月17日（金）まで（新潟県の休日を定める条例第１条に定める日を除く日の午前９時から午後５時までの間）

イ　物件案内の配布場所

新潟県立妙高病院経営課

(5) 問い合わせ先

新潟県立妙高病院　経営課

電話：0255－86－2003

売却物件一覧表

物件番号	件名	数量	最低売却価格（円）	現地確認	入札		摘要
					会場	日時	
1	新潟県妙高市 妙高温泉 貸温泉使用権	4	１口につき 3,500,000	入札日の７日前までに、妙高温泉土地株式会社との協議を行うこと	妙高市大字田口147番地１ 新潟県立妙高病院会議室	令和３年10月１日（金） 午後３時00分から	